（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

一　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十二条第一項第一号

二　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第一条の二第三項

三　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第七条第三項

四　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第八条第三項

五　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第九条第三項

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第五十六条第十二項中「指定地域密着型サービス基準」という。）」の下に「第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第五条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の下に「、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の下に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第六条　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項第三号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護（指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第八項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第七項まで」を「第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」に改める。

第九十九条第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第九十五条第一項から第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項まで」を加える。

第百十二条第七項中「第六項」を「第五項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第七条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。附則第三条において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同条第二項中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

第三十九条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

5　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条第二項に次の一号を加える。

六　前条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第六十一条を次のように改める。

第六十一条　削除

第六十三条第二項第八号中「第六十一条第二項」を「次条において準用する第三十九条第二項」に改める。

第六十四条中「及び第三十八条」を「から第三十九条まで」に、「読み替える」を「、第三十九条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第八十四条第二項第七号中「第六十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第八十五条中「第三十八条」の下に「、第三十九条」を加え、「第五十八条の二、第六十条及び第六十一条」を「第五十八条の二及び第六十条」に改め、「第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の下に「第三十九条第一項中「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と」を加え、「と、第六十一条第一項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。